

様式2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	貯蔵施設等の許可の取消し及び使用の停止	
根拠条例・規則等名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
条 項	第37条の7第1項	
所 管 部 課	消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7487)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合 はその理 由)	未設定 根拠条項(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律第37条の7第1項)の規定上、明らかである ため。
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 年 月 日最終改正
	備 考	